

食品安全委員会第 368 回会合議事録

1. 日時 平成 23 年 2 月 24 (木) 14:00 ~ 14:34

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク
管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 3 品目

①除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系
系統 (食品・飼料)

②除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40
系統 (食品・飼料)

③pCo1 株を利用して生産されたプロテアーゼ
(厚生労働省及び農林水産省からの説明)

(2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統 (飼
料)」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品安全モニターからの報告 (平成 22 年 12 月分) について

(4) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等 (平成 23 年 1 月分) について

(5) 食品安全関係情報 (1 月 29 日 ~ 2 月 10 日収集分) について

(6) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 熊谷新開発食品保健対策室長

農林水産省 小原畜水産安全管理課長補佐

(事務局)

栗本事務局長、中島事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、原嶋勸告広報課長、
本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119
系統（食品）」、「除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性
ワタ T304-40 系統（食品）」及び「pCo1 株を利用して生産されたプロ
テアーゼ」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

資料 1 - 3 「除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119
系統（飼料）」及び「除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性
ワタ T304-40 系統（飼料）」の食品安全基本法第 24 条に基づく
食品健康影響評価について

資料 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統（飼料）〉

資料 3 食品安全モニターからの報告（平成 22 年 12 月分）について

資料 4 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 23 年 1 月分）について

資料 5 - 1 食品安全関係情報（1 月 29 日～2 月 10 日収集分）について

資料 5 - 2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「食品安全委員会（第 368 回会合）」を開催いたします。本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から熊谷新開発食品保健対策室長、農林水産省から畜水産安全管理課の小原課長補佐に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 368 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。議事次第のほか。

資料 1 - 1 「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 「除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統（食品）に係る食品健康影響評価について」。

資料 1 - 3 「除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統（飼料）に係る食品健康影響評価について」。

資料 2 「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 「食品安全モニターからの報告（平成 22 年 12 月分）について」。

資料 4 「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 23 年 1 月分）について」。

資料 5 - 1 「食品安全関係情報（1 月 29 日～2 月 10 日収集分）について」。

資料 5 - 2 「食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報」。

資料は以上でございます。不足はございませんでしょうか。

（1）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○小泉委員長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。最初に「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。資料 1 - 1 にありますとおり、厚生労働大臣から 2 月 21 日付けで遺伝子組換え食品等 3 品目について、農林水産大臣から 2 月 21 日付けで遺伝子組換え飼料 2 品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず厚生労働省の熊谷新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○熊谷新開発食品保健対策室長 厚生労働省新開発食品保健対策室長の熊谷と申します。よろしく申し上げます。

このたびは食品安全基本法第 24 条 1 項の規定に基づきまして、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いする組換え DNA 技術応用食品及び添加物に関して、概要を御説明申し上げます。

お手元の資料 1 - 2 に申請品目の概要をお示ししてございます。まず初めに御説明申し上げますのは、除草剤グルホシネート耐性チョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統でございます。本品目は *Streptomyces hygroscopicus* 由来の改変 *bar* 遺伝子を導入することによりまして、除草剤グルホシネートに対する耐性を持たせまして、*Bacillus thuringiensis sub sp. dakota* 由来の *cry2Ae* 遺伝子を導入することにより、チョウ目害虫に対して殺虫活性を示すものでございます。利用目的及び利用方法については、従来ワタと相違ございません。

諸外国における申請状況につきましては、本品目単独での承認申請は行っており、次に説明いたしますワタ T304-40 系統と組み合わせた品種で、米国食品医薬品庁とカナダ保健省に対して、2008 年 12 月にそれぞれ申請されております。

1 枚めくっていただきまして、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統でございます。本品目は *Streptomyces hygrosopicus* の由来の改変 *bar* 遺伝子を導入することによりまして、除草剤グルホシネートに対する耐性を持たせまして、*Bacillus thuringiensis* subsp. *berliner* 由来の改変 *cry1Ab* 遺伝子を導入することにより、チョウ目害虫に対しての殺虫活性を示すものでございます。

利用目的及び利用方法については、従来ワタと相違ございません。

諸外国における申請状況につきましても、先ほどの品目と同様に本品目単独での承認申請は行っておりません。ワタ GHB119 系統と掛け合わせた品種で米国 FDA とカナダ保健省に対して、2008 年 12 月にそれぞれ申請されております。

最後でございますが、2 枚目になります。pCol 株を利用して生産されたプロテアーゼでございます。本品目は *Streptomyces violaceoruber* を宿主としまして、*S. violaceoruber* を由来のプロテアーゼ遺伝子、*S. avermitilis* 由来のプロモーター、*S. cinnamoneus* 由来のターミネーターをそれぞれ導入しまして得られる形質転換体 pCol 株より生産されたプロテアーゼでございます。

なお、pCol 株構築過程におきまして、ベクターに大腸菌由来遺伝子を利用してはおりますが、形質転換以前に除去されておりますので、本大腸菌由来遺伝子は pCol 株には含まれておりません。したがって、pCol 株に導入された遺伝子はすべて *Streptomyces* 由来のもので構成されております。

利用目的及び利用方法については、従来プロテアーゼと相違ございません。

本申請品目につきましては、自然界において *Streptomyces* 属で遺伝子交換が行われること、また、*S. violaceoruber*、*S. avermitilis* 及び *S. cinnamoneus* の間で自然に遺伝子交換がなされていると考えられるという科学的知見があることから、pCol 株から生産されたプロテアーゼは、「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当する微生物を利用して製造されるものと考えております。このたび評価をお願いするものは以上でございます。よろしく申し上げます。

○小泉委員長 ありがとうございます。続きまして、農林水産省の小原課長補佐から説明をお願いいたします。

○小原課長補佐 農林水産省畜水産安全管理課の小原でございます。資料1-3を御覧ください。このたび食品安全基本法第24条第1項の規定に基づき、農林水産省から食品健康影響評価をお願いいたしますのは、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119系統と除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40系統の2品目でございます。

組換え体の概要につきましては、先ほど厚生労働省の方から御説明がございましたので、省略をさせていただきます。

飼料としての利用方法につきましては、遺伝子組換えでないワタと同様に綿実、綿実油かすを家畜等の飼料として用いるものでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本3件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。熊谷室長、小原課長補佐、どうもありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について」です。遺伝子組換え食品等1品目に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

まず担当委員の長尾さんから説明をお願いいたします。

○長尾委員 それでは、資料2の2ページの要約に沿って概要を説明します。チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701系統の飼料の安全性について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を行いました。

本ダイズは、*Bacillus thuringiensis ssp. kurstaki*に由来する改変 *cry1Ac* 遺伝子を導入することにより、改変 *Cry1Ac* タンパク質を発現し、チョウ目害虫による影響を受けずに生育できるというものです。食品としての安全性については既に評価が終了し、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断しています。

遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方に基づき評価した結果、改めて

遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について、安全上の問題はないと判断しました。

以上です。追加等については事務局からお願いします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料2に基づきまして、補足の説明をさせていただきます。資料2は、今、御説明いただきましたように、チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統（飼料）に関する遺伝子組換え食品等評価書でございます。

1 ページの審議の経緯でございますように、昨年6月に農林水産大臣から食品健康影響評価についての要請があったものでございます。

3 ページ、「Ⅱ．食品健康影響評価」につきましては、1．にございますように、導入された遺伝子もしくは当該遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行することは、これまでに報告されていないということでございます。

2．でございますが、先ほど長尾先生から御説明がありましたように、同時に評価要請のありました、このものの食品としての安全性評価につきましては、2週間前の食品安全委員会におきまして審議され、関係機関に評価結果を通知したところでございます。

そしてこの遺伝子組換え植物に新たな有害物質が生成され、これが肉、乳、卵等の畜産物中に移行することは考えられず、また、畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や遺伝子組換えに由来する成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成されることは考えられないという評価になっております。

最終的な食品健康影響評価につきましては、先ほど長尾委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、これまでの取扱いと同様にパブリック・コメントの手続は行わず、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないこととしまして、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性の評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取

した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないと判断した。」ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(3) 食品安全モニターからの報告(平成22年12月分)について

○小泉委員長 それでは、次の議題に移ります。「食品安全モニターからの報告(平成22年12月分)について」です。事務局から報告をお願いします。

○原嶋勸告広報課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして、御説明申し上げます。平成22年12月には22件の報告がございました。内訳につきましては、リスクコミュニケーション関係が6件、食品表示関係が4件、食品による窒息事故関係が3件、トランス脂肪酸関係が2件、食品添加物関係が2件という内訳になってございます。

2ページに「12月のトピック」を載せてございます。12月に食品による窒息事故につきまして3件ほど御報告がございまして、消費者として食における窒息事故について思うこと、あるいは消費者教育についての御報告がございました。

それにつきましては、食品安全委員会からはホームページにおきまして、平成20年5月から「食べ物による窒息事故を防ぐために」という情報提供を行っております。また、昨年の季刊誌『食品安全』第24号あるいはそれに基づきますチラシを作成いたしまして、食品による窒息事故を減らせるように注意喚起を行っているところでございます。今後とも引き続き情報提供を行っていくとともに、モニターの方々にも御協力いただければと考えているところでございます。

3ページはトランス脂肪酸につきまして、主として表示につきまして、管理に関する御報告がございました。それにつきましては、食品安全委員会の方からは平成21年度に自ら評価の案件として決定しまして、22年度から審議が始まったところであるということと述べるとともに、ファクトシートにつきましても昨年12月16日に更新したということでございますので、バランスのよい食事を摂ることが大切だということと述べているところでございます。

6ページは食品添加物につきまして、2件ほど添加物に不安があるという御報告をいただいております。食品添加物につきましては、厚生労働省からの要請に応じて評価を行うとともに、厚生労働省等において使用基準を定めるほか、いろいろな管理措置を行ってお

ります。食品の安全性について確保しているということを述べております。また、食品安全委員会としましても、管理措置についてモニタリングを行っているということを述べております。

また、複数の化学物質を同時に摂取した場合のリスクにつきましては、適切な安全係数をとっていることや実際の摂取量は設定されている一日摂取許容量をかなり下回っているとされていることから、現在のところは特に問題ないと考えていると述べているところでございます。今後ともリスク管理機関とともに情報収集を行い、分かりやすく情報提供を行っていきたいと考えているところでございます。

8 ページはリスクコミュニケーション関係につきまして、何点か御感想や御意見等をいただいているところでございます。これにつきましては、今後ともリスクコミュニケーションに積極的に取り組んでいくということで、様々な媒体を通じて取り組んでいくとともに、ジュニア食品安全ゼミナールも地方公共団体と共催するなど、積極的に情報提供あるいはリスクコミュニケーションを行っていきたいと考えておりますので、モニターの皆様方にも引き続き御協力をいただければということを述べているところでございます。

概要としては以上でございます。

○小泉委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。

(4) 「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等（平成 23 年 1 月分）

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成 23 年 1 月分）」についてです。事務局から報告をお願いいたします。

○新本リスクコミュニケーション官 資料 4 に基づきまして、報告をいたします。食の安全ダイアルの本年 1 月分でございますけれども、問い合わせ件数は 64 件ございました。参考までに過去 6 か月のお問い合わせ件数の推移を載せてございます。

内訳でございますけれども、食品安全委員会関係といたしましては、広報誌の送付希望などを含めて 11 件いただいております。

食品健康影響評価の関係でございますけれども、化学物質系で 5 件ということで、このうち DAG の審議の状況について、お問合わせが 1 件ございました。

生物系では 6 件で、いずれも鳥インフルエンザの関係ということで、1 月下旬に宮崎、

鹿児島、愛知で発生したことに伴いまして、肉や卵の安全性についてのお問い合わせが6件ございました。ちなみに2月に入って他の県で発生してございますけれども、2月に入ってからのお問い合わせ件数は、鳥インフルエンザ関連では5件でございますが、このうち安全性についてのお問い合わせは2件という状況になってございます。

その他に書いてございますけれども、食品による窒息事故の評価ということで、一口当たりの窒息事故頻度の見方などについてのお問い合わせでございました。

後はリスク管理関係で31件というようなお問い合わせでございます。

裏になりますけれども、お問い合わせの多い質問ということで、鳥インフルエンザの関係を取り上げさせていただいております。鳥インフルエンザが発生していますが、鶏の肉や卵を食べても鳥インフルエンザにかかることはないのでしょうか。安全性について教えてくださいという問いでございます。

答えでございますけれども、食品安全委員会の方では、我が国の現状において、鶏肉や鶏卵を食べることによって鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性は、以下の理由からないと考えられており、鶏肉、鶏卵は安全であると考えておりますということで、1つはウイルスは酸に弱く、胃酸で不活性化されるということ。このウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体が鳥のものとは異なるということでございます。

また、我が国においては、鶏肉、鶏卵は安全のための措置が講じられているということで、1つは国産の鶏卵につきましては、GPセンターで通常、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されていること。国産の鶏肉については、食鳥処理場で通常、約60℃の下で脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されているということを挙げさせていただきます。

参考までに食品安全委員会の鳥インフルエンザのコーナーなり委員会の考え方を始め、各府省の関連のホームページを載せてございます。このQ&Aにつきましては、食品安全委員会のホームページに掲載して、広く情報提供をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○**小泉委員長** ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問はございませんでしょうか。どうぞ。

○**野村委員** 鳥インフルエンザのところで、答えの一番最初の行の「わが国の現状においては」は、どういうことを意味していますか。

○新本リスクコミュニケーション官 他国において、ヒトに感染したケースがございますけれども、そういったものはヒトと鶏が濃密に接触するような状況。例えば生活環境の中で普段に鶏がいるとか、そういうような状況ですが、我が国においてはそういう状況ではないということをごさいますして、そういったヒトと鶏との接触の状況、あるいは「また」以降に書いてございますけれども、鶏肉、鶏卵のいろいろな措置が取られているということも含めて、それらを「わが国の現状においては」ということでしているものでございます。

○野村委員 ポイントはヒトと鶏の濃密な接触がないということですね。

○新本リスクコミュニケーション官 我が国の現状ということで特徴づけるとすれば、そこが大きなポイントだと思います。

○野村委員 そのように書いておいた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 分かりました。参考の食品安全委員会の考え方の中で、そういった海外におけるケースについて触れてございますので、そちらも御参照いただければと思っております。

○小泉委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

(5) 食品安全関係情報（1月29日～2月10日収集分）について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「食品安全関係情報（1月29日～2月10日収集分）について」です。事務局から報告をお願いします。

○本郷情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料5-1及び5-2に基づきまして、食品安全関係情報について御報告申し上げます。

資料5-1ですが、これは食品安全委員会事務局が1月29日から2月10日にかけて収集した情報をハザード別、地域別に分類して一覧表にしたものでございます。合計で119の情報を収集しておりますが、今回はこれらの中から3件の情報について紹介いたします。

資料 5 - 2 を御覧ください。化学物質分野から、欧州食品安全機関（EFSA）が 1 月 27 日に公表した、食品添加物としてのエリスロシン（食用赤色 3 号）の再評価に関する科学的意見書について紹介いたします。

1 でございます。科学パネルは、食品着色料として使用される場合のエリスロシンの安全性について再評価した。エリスロシンは FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）によって 1990 年に、EU の食品科学委員会（SCF）によって 1989 年に評価されているキサントレン系色素である。両委員会とも 0 ~ 0.1 mg/kg 体重/日の一日摂取許容量（ADI）を設定している。エリスロシンはカクテル用チェリー、砂糖漬けチェリー等への使用にのみ認可されているとのことでございます。

2 の 4 行目の中ほどに飛びます。エリスロシンのヒトに対する 14 日間以上にわたる臨床経口投与において、60 mg/日の用量では影響がなかったが、200 mg/日の用量で最小限の影響を有するとパネルは考えた。JECFA 及び SCF によって採択された現行の ADI は、この試験を根拠としており、パネルはこの試験を重要な試験と特定した JECFA 及び SCF と同意見である。60 mg/日の用量は 1 mg/kg 体重/日と等価であるとみなされる。当該試験で用いられた被験者の人数が少ないこと、並びに試験が比較的短期間であることを許容するための安全係数 10 を適用することによって、0 ~ 0.1 mg/kg 体重/日の ADI が設定されたとしております。

3 ですが、現在のデータベースは、0.1 mg/kg 体重/日の当該 ADI を修正する根拠を提示していない。成人の推定摂取量は平均値で 0.0031 mg/kg 体重/日、95 パーセンタイル値で 0.01 mg/kg 体重/日であり、0.1 mg/kg 体重/日の当該 ADI を下回る。その他の暴露源も含めた現在の暴露レベルにおいて、安全性上の懸念はないと当該パネルは考えたとしております。

関連情報といたしまして、JECFA の Food Additive Series:44 を挙げました。その中で国民栄養調査による成人のエリスロシンの摂取量は、1983 年は 0.0004、1991 年は 0.0018、1994 年は 0.0002 mg/kg 体重/日と報告されております。主な摂取源はチェリーではなくて魚類及び肉類とされていまして、85~95% を占めている状況にございます。これは日本ではエリスロシンがかまぼこ等に使用されているためのものでございます。

2 ページ目を御覧ください。化学物質分野からもう一報。EU が 1 月 29 日に公表した、プラスチック製乳児用哺乳瓶へのビスフェノール A（BPA）の使用制限に関し、指令 2002/72/EC を改正する委員会指令 2011/8/EU について紹介いたします。

1 のところですが、委員会指令 2002/72/EC は、食品設触プラスチック及び製品製造モノ

マーとして BPA を認可し、BPA はポリカーボネートのモノマーとして乳児用哺乳瓶に使用されてきました。デンマークとフランスはそれぞれの国のリスク評価に基づきセーフガードを講じ、BPA が製造された食品に摂食するプラスチックの使用または BPA を含む哺乳瓶の輸入、輸出及び販売を一時的に禁止しております。

3 ですが、EU の要請を受け、2010 年 9 月 23 日、EFSA は意見書を採択し、現行の耐容一日摂取量 (TDI) 0.05 mg/kg 体重/日を変更する根拠となる新たな知見は確認されなかったとしております。EFSA は早期に発がん物質に暴露した場合の腫瘍形成における BPA のプロモーション作用について触れ、乳児が特に脆弱な集団であり、その関連性がいまだ十分に評価されていないとしております。

4 ですが、BPA を含まないポリカーボネートの代替品は EU 市場に存在することから、BPA を含むポリカーボネート製哺乳瓶の使用を継続する必要はなく、すべての EU 域内の BPA 含有乳児用哺乳瓶は 2011 年半ばまでに代替しなければならない。5 といたしまして、BPA の毒性関連性、特に脳、免疫調節作用、乳房の腫瘍感受性の亢進について、新たな科学的データが入手可能になるまで、製造・販売されるポリカーボネート製哺乳瓶への BPA の使用を暫定的に禁止すべきであるとしております。

3 ページ目の関連情報ですが、食品安全委員会からは、食器などのプラスチック製品に含まれるビスフェノール A に関する Q&A のほか、哺乳瓶関連の情報といたしまして、「お母さんになるあなたへ」などを挙げておきましたので、御参照いただければと思います。

最後にその他の分野といたしまして、ドイツ連邦リスク評価研究所 (BfR) が 1 月 31 日に公表しました中間調査報告書「サプリメントに関する、利用者に適したリスクコミュニケーション」について紹介いたします。

第 2 パラグラフですが、90 年代以降サプリメントの消費が増加しており、サプリメントの摂取及びリスクに関し、消費者の啓発が必要である。現行の啓発活動を最適化するため、状況分析、定量的調査及び定性的調査を行ったとしております。それを踏まえたリスクコミュニケーションへの提言は以下のとおりです。

1. 重要な伝達相手は、確信を持ったサプリメント利用者である。
2. リスクミにおいて重要なのは、利用し始めたきっかけ、利用頻度、それに伴うリスクである。
- 3 を飛ばして、4. サプリメントの効果への信頼は、それが無害だという思い込みから来る。
5. リスクの過小評価及びリスク情報の拒絶が、フォーカスグループの聞き取り調査か

ら示されたが、それらをリスコミにおいて考慮すべきである。

6. サプリメントの過剰摂取、他のサプリメントあるいは処方箋の不要な医薬品との併用のリスクを重点的に取り上げるべきである。

7を飛ばしまして、8. サプリメントの利用者は医師や薬局のような伝統的権威を助言者として特に重要視していることを考慮すべきである。

9. 伝統的なメディアは、世論形成において重要であり、日常生活との関わりも大きいことから、リスコミにおいて極めて重要であるとしております。

関連情報といたしまして、食品安全委員会の情報としては「キッズボックス きちんと栄養をとっていますか？」を挙げておきました。そのポイントは栄養バランスが取れた食事を摂ることが基本であり、サプリメントについては摂り過ぎに注意することというものでございます。

報告は以上でございます。

○**小泉委員長** ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたらお願いします。どうぞ。

○**熊谷委員** 3ページのその他の8ですが、だれが重要視しているかがはっきりしないように思います。サプリメント利用者が重要視しているのではないように思いますけれども。サプリメント利用者が医師や薬局を助言者として重要視しているのでしょうか。

○**本郷情報・緊急時対応課長** 今、原文を持っていませんけれども、翻訳から見る限りでは、サプリメント利用者が医師や薬局などを重要視しているように読み取れますが、御指摘を踏まえて、原文に当たって適切であるかを確認した上で、必要であれば修正するなりしたいと思います。

○**熊谷委員** よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

○**小泉委員長** ほかにございませんか。なかなか英語から日本語に訳するのが難しいのだと思いますが、例えば1と4は同じことを言っているのではないのでしょうか。例えば「重要な伝達相手は確信を持ったサプリメント利用者」ということは、要するに4番目の「無害だという思い込み」と同じような意味なのではないでしょうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 恐らく御指摘のとおりだと思います。私どもが報告書をつくる際、原文に忠実に翻訳しておりますので、私どもの意図は入っておりません。原文にそういった類似の事項が載っていたということかと思います。

○小泉委員長 これを見ていまして、特に非常に重要なことを示しているようには思えなくて、当然のことが書かれている気はいたします。

ほかに議事はございますか。

○西村総務課長 ほかにはございません。

○小泉委員長 それでは、これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。次回の委員会会合につきましては、3月3日木曜日14時から開催を予定しております。

来週28日10時から、「微生物・ウイルス専門調査会」が公開。

同日14時から、「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ」が公開でそれぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第368回食品安全委員会会合を閉会といたします。どうもありがとうございました。